

地球温暖化対策実行計画

「第3次エコアクション一宮」

(平成23年度～平成27年度)

平成23年4月

目 次

第1章	これまでの経緯	1
第2章	地球温暖化問題への取組	1
1	国際的な取組	1
2	わが国の取組	2
第3章	計画の基本的事項	4
1	計画の趣旨	4
2	計画の位置づけ	4
3	対象施設	4
4	対象となる温室効果ガス	4
5	計画期間	5
6	温室効果ガスの削減目標	5
第4章	温室効果ガス抑制に向けた取組内容	5
1	財やサービスの購入に関する取組	5
(1)	再生紙の使用拡大	5
(2)	環境に配慮した事務用品等の率先購入	6
(3)	低公害車・低燃費車の導入	6
(4)	省エネ、節水型機器の選択	6
(5)	容器・包装材・その他	6
2	建築物の建設及び土木工事等に関する取組	6
(1)	省エネの推進	7
(2)	水利用の合理化	7
(3)	より環境負荷の少ない設備機器の設置	7
(4)	環境負荷の少ない工事の実施	7
(5)	敷地内及びその周辺の自然環境の保全	7
(6)	管理段階での環境配慮等	7
(7)	修理・解体段階での環境配慮等	8
3	財やサービスの使用に関する取組	8
(1)	庁舎等におけるエネルギー使用量の削減	8
(2)	公用車の燃料使用量の削減	8
(3)	庁舎等における節水の推進	8
(4)	用紙類等の使用量の削減	8

(5) 備品等の有効利用	9
(6) 環境汚染物質の排出削減等	9
4 廃棄物等に係る取組	9
(1) 廃棄物の減量とリサイクルの推進	9
5 職員の環境配慮等の取組	9
(1) 職員の環境保全行動の推進	9
第5章 地球温暖化対策実行計画の取組体制	9
1 推進体制の整備	9
2 取組の推進を図るための措置	10
(1) 「ノーカーデー」の実施	10
(2) 実行計画推進者による取組状況の把握	10
(3) 夏場における「さわやかサマースタイルキャンペーン」の実施	10
第6章 職員に対する研修等	11
第7章 計画の実施状況の点検・評価及び継続的な推進	11
1 定期的な点検の実施	11
2 実施結果の公表	11
3 計画の見直し	11
一宮エコオフィス運動10箇条	12
一宮グリーン購入推進運動10箇条	13
一宮エコドライブ運動10箇条	14

第1章 これまでの経緯

一宮市を含め都道府県及び市町村は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づき、自らの事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）を京都議定書の目標達成計画に則して策定し、また、同条第10項の規定に基づき、実施状況を公表しなければなりません。

この規定により旧一宮市は2001年（平成13年）4月に「エコアクション一宮」を策定しましたが、2005年（平成17年）4月に旧一宮市、旧尾西市、旧木曾川町が市町村合併して現在の一宮市が誕生しましたので、新市に則して内容を見直し、「第2次エコアクション一宮」を策定しました。取り組み期間は2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までとし、温室効果ガスの排出量を2010年度（平成22年度）までに2005年度（平成17年度）比6%削減を目標としました。毎年度排出状況を公表してきましたが、2009年度（平成21年度）は基準年比11.1%削減という大きな効果をあげています。

第2章 地球温暖化問題への取組

1 国際的な取組

国際的な取り組みとして、1992年（平成4年）に、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択されました。この条約は温室効果ガスの大気中濃度を安定させることを最終的な目標に揚げ、地球温暖化防止に関する取り組みに関する枠組みを確立する内容でした。そして、同年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」にて世界中の多くの国が批准した結果、この条約は1994年（平成6年）に発効しました。発効翌年（1995年）以降、毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、会議では各国が自国の実情を報告し、それを踏まえて二酸化炭素他の温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な検討が行われています。

1997年（平成9年）に京都市において開催された第3回締約国会議（COP3：地球温暖化防止京都会議）では、将来の地球温暖化防止について先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた法的拘束力をもつ「京都議定書」が採択されました。

この議定書においては、先進国全体の温室効果ガスの排出量を、「2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの期間中に1990年（平成2年）の水準より少なくとも5.2%削減する」ことを目的として、先進各国の削減目標を設定し、わが国については6%削減が定められました。

京都議定書は、①55カ国以上の国が締結すること、②締結した先進国の合計の二酸化炭素の1990年（平成2年）の排出量が先進国の合計の排出量の55%以上を占めること、という2つの条件を満たしてから90日後に発効することを規定しています。

2004年（平成16年）11月にロシアが京都議定書を批准したことにより、京都議定書は発効要件を満たし、2005年（平成17年）2月16日に発効しました。欧州では順調に削減が進んでいますが、主要排出国の米国が参加していなかったり、途上国の排出量を抑制する道程も定まっていないなど、さまざまな問題を抱えています。

2007年（平成19年）のハイリゲンダムサミットにおいては「温室効果ガスを2050年までに半減する」という目標が掲げられましたが、具体的な削減方法や負担割合については調整がつかず、2007年（平成19年）12月の温暖化防止バリ会議（COP13）で国際的な協議が始まり、2008年（平成20年）1月のダボス会議、5月と6月には神戸と青森でG8環境・エネルギー大臣会合、7月には洞爺湖サミットが開かれて「ポスト京都議定書」の議論が行われています。

2 わが国の取組

わが国では、1989年（平成元年）に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」が組織されるとともに、1990年（平成2年）に「地球温暖化防止行動計画」が策定され、地球温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための当面の政府の方針と今後取り組んでいくべき実行可能な対策の全体像を明確にして、わが国として国際的な枠組みづくりに貢献していく上での基本的姿勢を明らかにしました。

この計画の中で「一人あたりの二酸化炭素排出量について2000年（平成12年）以降概ね1990年（平成2年）レベルで安定化するよう努める」ことを目標としていましたが、二酸化炭素の排出量は1999年（平成11年）時点で1990年（平成2年）比で約10%の増加と大幅に上回る結果となっています。

このような現実の中、政府は1997年（平成9年）に地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書で国際公約したわが国の目標値（1990年（平成2年）比で6%削減）を達成するために、1997年（平成9年）12月に「地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）」を設置し、1998年（平成10年）6月には「地球温暖化対策推進大綱」を示すとともに、同年10月に国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務と取組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を公布し、1999年（平成11年）4月に施行しました。さらにこの法律を受け、地球温

暖化対策の推進に関する基本的方向や各取組主体が講ずべき措置に関する基本的事項を盛り込んだ「地球温暖化対策に関する基本方針」を1999年（平成11年）4月に告示しました。

2002年（平成14年）3月、京都議定書の締結に向けて、わが国は「地球温暖化対策推進大綱」の改定を行いました。また、京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めること等を内容とする地球温暖化対策推進法の改正が行われました。こうした国内体制の整備を受けて、2002年（平成14年）6月に京都議定書を締結しました。

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の発効を受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」について、2005年（平成17年）3月に閣議決定し、地球温暖化対策推進大綱を引き継ぐものとして、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた、わが国の対策・施策を明らかにした「京都議定書目標達成計画」が、2005年（平成17年）4月、閣議決定されました。

また、政府は「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（2002年（平成14年）7月19日閣議決定、2005年（平成17年）4月28日改訂。以下「政府の旧実行計画」という。）及び、その実施要領（2005年（平成17年）4月28日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定めました。これを推進した結果、2001年度（平成13年度）比で2006年度（平成18年度）には14.5%削減を達成したと発表されています。

政府の旧実行計画は、2006年度（平成18年度）末をもってその計画を終了しましたが、2007年（平成19年）3月30日、新たに「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を閣議決定し、また、その実施要領（2007年（平成19年）3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を定め、引き続き温室効果ガスの削減に取り組んでいます。なお、新たな政府の実行計画では、2001年度（平成13年度）を基準として、2010年度（平成22年度）から2012年度（平成24年度）までの総排出量の平均を8%削減することを目標としています。

注：政府の旧実行計画と新たな実行計画の考え方の違い

旧実行計画は計画終了年度の平成18年時点において基準年比で7%の削減が達成されていれば、計画の途中年度で仮に増加することがあっても問題とならなかったが、新実行計画においては3年間の計画期間内で平均して8%削減を目標としている。これは、計画期間内において8%の削減に満たない年度がある場合、その後の年度で、8%+前年度で8%に満たない量を削減することであり、計画期間の各年度の排出量を合計した総排出量で見た場合も8%の削減が達成されていなければならない。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき、地域の自然的、社会的条件に応じた地球温暖化防止対策を進めるため、一事業所として一宮市が温室効果ガス排出抑制の将来的目標を定め、達成するために策定するものです。

さらに市の環境行政を推進するため、この計画の中には温室効果ガス排出抑制に関わる施策の他、環境改善につながる施策も含まれています。

2 計画の位置づけ

一宮市では、2004年（平成16年）4月に環境基本条例、環境基本計画を策定しました。その中では地球環境問題をはじめとした環境諸問題に対し、市行政・事業所・市民がどう関わるべきなのかを明示してあります。

本計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ上げ、具体的行動指針を示しました。市が率先して行動し、効果を上げていくことを目的としています。さらに、地球温暖化対策について市民や事業者のみなさんが積極的に活動できるよう、この指針、取組がその参考となることを目的として策定しました。

3 対象施設

一宮市の一宮庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、教育施設及び市民病院等関連施設が対象となります。

一宮市民会館、一宮市温水プール、一宮市スポーツ文化センターなど指定管理者や管理公社等へ管理運営を委託している公の施設については、今回の対象には含まれませんが、関連団体に対してこの計画を示し団体独自に取り組むよう依頼します。

4 対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは「京都議定書」で定められた以下の6種類のガスとします。

- ① 二酸化炭素（CO₂）
- ② メタン（CH₄）
- ③ 一酸化二窒素（N₂O）
- ④ ハイドロフルオロカーボン（HFC）
- ⑤ パーフルオロカーボン（PFC）
- ⑥ 六ふっ化硫黄（SF₆）

5 計画期間

2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）を取組期間とします。

6 温室効果ガスの削減目標

本計画は2005年度（平成17年度）を基準年度とし、対象施設の温室効果ガス総排出量を2015年度（平成27年度）までに15%削減することを目標とします。

*二酸化炭素換算値

温室効果ガスの地球温暖化への影響の度合は、ガスの種類によってそれぞれ異なります。二酸化炭素換算値とは二酸化炭素の影響度を1として他のガスの影響度を数値化（地球温暖化係数といいます）し、それに実際の排出量を乗じて、温室効果ガスを二酸化炭素に置き換え全体を把握するものです。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	310
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1,300
パーフルオロカーボン（PFC）	6,500
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	23,900

第4章 温室効果ガス抑制に向けた取組内容

取組内容については、下記に掲げる1から5までの大項目、そしてそれ以下の中項目、具体的取組項目に分類して掲げ取り組めます。

1 財やサービスの購入に関する取組

財やサービスを購入する際に取り組むべき項目を示しています。購入時に環境に配慮した製品の率先購入等を行います。

(1) 再生紙の使用拡大

- 再生紙等の購入・印刷物の発注に当たっては、総合評価値について明記します。
- 再生紙等の購入・使用においては、表面加工がされていない等リサイクルし

- やすいものを選択します。
- ・ コピー用紙は、総合評価値80以上とします。
 - ・ トイレットペーパーなどの衛生用紙は、古紙配合率100%のものを購入します。
- (2) 環境に配慮した事務用品等の率先購入
- ・ 環境負荷の少ない製品・原材料、環境保全型製品（エコ商品）の購入に努めます。
 - ・ ノート、フラットファイル、封筒等の紙製の事務用品については、古紙配合率の高い再生紙が使用されている製品を購入します。
 - ・ 芯を交換して使用できるボールペンなど、詰め替え可能な製品を購入します。
- (3) 低公害車・低燃費車の導入
- ・ 通常の行政事務に供する公用車の購入に当たっては、低公害車の車種、価格、性能の動向を踏まえつつ、低公害車導入を促進します。買い換え時にはハイブリッドカーなど低燃費車についても開発状況を踏まえ、その購入に努めます。
- (4) 省エネ、節水型機器の選択
- ・ パソコン及びその周辺機器、コピー機などのOA機器、照明器具、エアコン、テレビなどの電化製品の購入（更新）に当たっては、消費電力が少なくエネルギー消費効率の良い製品を導入します。
 - ・ 新たな施設の建設や建替時等、段階的に水道設備等を節水型のものとします。
- (5) 容器・包装材・その他
- ・ 購入する製品は、可能なものは包装の簡素化を指示し、購入します。
 - ・ 啓発用品や記念品を配布する場合は、積極的に環境保全型商品（エコ商品）を用いるとともに、包装を簡素化します。
 - ・ 液体洗剤など、詰め替え可能な製品を購入します。
 - ・ 職員が使用する作業服などの貸与被服に廃ペットボトル等再生プラスチック原料を用いた被服を採用するように努めます。
 - ・ 部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品など、長期使用が可能な製品の購入に努めます。
 - ・ 非フロン系エアゾール製品の購入促進を図ります。

2 建築物の建設及び土木工事等に関する取組

公共工事を実施する際に環境に配慮すべき事項を示し、環境負荷の低減を図ります。

(1) 省エネの推進

- ・ 施設建設時にはエネルギー効率の高い空調システムや照明設備の採用、断熱性の高い構造や建具の採用など、施設の省エネルギー化を極力図ります。
- ・ 建物の用途、規模等を考慮しつつ、太陽熱温水器、太陽光発電設備等、自然エネルギーの有効利用の導入を図ります。

(2) 水利用の合理化

- ・ 建物の用途、規模等を考慮しつつ、排水、雨水の有効利用の導入を図ります。
- ・ 不特定多数の利用する施設を中心に、感知式洗浄弁、節水コマなどの節水器具の導入を図ります。
- ・ 雨水浸透マス設置、透水性舗装の採用などにより、地下水の涵養を図ります。(車道部分を除く)

(3) より環境負荷の少ない設備機器の設置

- ・ 污水处理施設等の設備機器については、より環境への負荷が少ないものを設計段階から選択します。

(4) 環境負荷の少ない工事の実施

- ・ 公共工事等の建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再利用の促進に努めます。
- ・ 環境にやさしい公共工事を行います。濁水、土砂等の流出防止、粉じん対策等、施工中の環境保全状況の確認に努めます。
- ・ プレカット資材、再生利用可能な梱包資材・建設資材等の使用に努め、廃棄物の発生抑制を図ります。
- ・ 建設資材については、高炉セメント、再生路盤材等の再生品等をできる限り使用します。
- ・ 廃棄物の適正処理を図ります。
- ・ 施工作业に当たっては、可能な限り工事用車両や建設機械の使用台数の抑制に努めるとともに、周辺の環境に配慮し、低公害型建設機械の採用や騒音・振動等が少ない工法を選択します。

(5) 敷地内及びその周辺の自然環境の保全

- ・ 敷地内の周辺や建物屋上等の緑化を進めます。
- ・ 環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全等を進めるとともに、自然環境の回復、創出に努めます。

(6) 管理段階での環境配慮等

- ・敷地内の樹木等の維持管理、空調設備やエレベーターなどの適正管理、代替フロン冷媒を使用する機器の定期的な点検の徹底に努めます。

(7) 修理・解体段階での環境配慮等

- ・建築物の解体・廃棄に当たっては、建設廃棄物の分別排出・分別回収を徹底させるなどにより、再資源化、有効利用を図ります。

3 財やサービスの使用に関する取組

使用する財やサービスについて効率的運用を行い、エネルギー使用量の削減を目指します。

(1) 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

- ・庁舎等における電気使用量の、単位面積当たり15%削減に努めます。
- ・庁舎等におけるガス、石油等のエネルギー使用量の、単位面積当たり15%削減に努めます。
- ・庁舎等においては、空調の適温化（冷房28℃以上、暖房20℃以下）に努めます。
- ・使用していない部屋の消灯、昼間における窓側の照明機器の消灯など不要な照明機器の消灯の励行に努めるとともに、時間外勤務の縮減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減に努めます。
- ・階段を利用するなどエレベーターの使用の削減に努めます。

(2) 公用車の燃料使用量の削減

- ・アイドリング・ストップの励行、空ぶかし、急発進・急加速の防止等の環境にやさしい自動車の運転、低公害車、低燃費車の優先的利用や自転車の利用の促進などにより、公用車の燃料使用量の削減に努めます。

(3) 庁舎等における節水の推進

- ・日常における節水の励行等により、庁舎等における水道水の使用量の15%削減に努めます。

(4) 用紙類等の使用量の削減

- ・コピー用紙の使用枚数を15%以上削減します。
- ・会議では、要点の簡素化などにより配布資料の削減に努めます。
- ・コピー機を使用する場合は、両面コピーを原則とします。
- ・行政情報通信ネットワークの効果的活用などにより、事務のペーパーレス化を進めます。
- ・使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用等に努めます。

- ・ 文書、資料等の共有化を図ります。

(5) 備品等の有効利用

- ・ 事務用品、電化製品等については、「備品等の交換システム」を構築し、それを活用することにより、一層の有効利用を図ります。

(6) 環境汚染物質の排出削減等

- ・ 自動車排出ガスの排出削減を図るため、出張等は公共交通機関や自転車を利用するように努めます。通勤についても職員等に協力を呼びかけます。
- ・ 使用燃料の良質化に努めます。
- ・ 使い捨て製品の使用を自粛します。

4 廃棄物等に係る取組

排出する廃棄物を分別等の徹底やリサイクルの推進等により削減することを目指します。

(1) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・ ごみ分別等により廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 庁舎等から排出される廃棄物の量、また廃棄物中の可燃ごみの量を削減します。
- ・ 紙類のリサイクル率を高めます。
- ・ 各所属ごとに設置された分別箱（可燃・不燃）やリサイクル箱を利用することにより、庁舎等での分別を徹底します。

5 職員の環境配慮等の取組

実行計画推進の主体が一宮市職員一人ひとりであることの重要性を鑑み、その行動を促進します。

(1) 職員の環境保全行動の推進

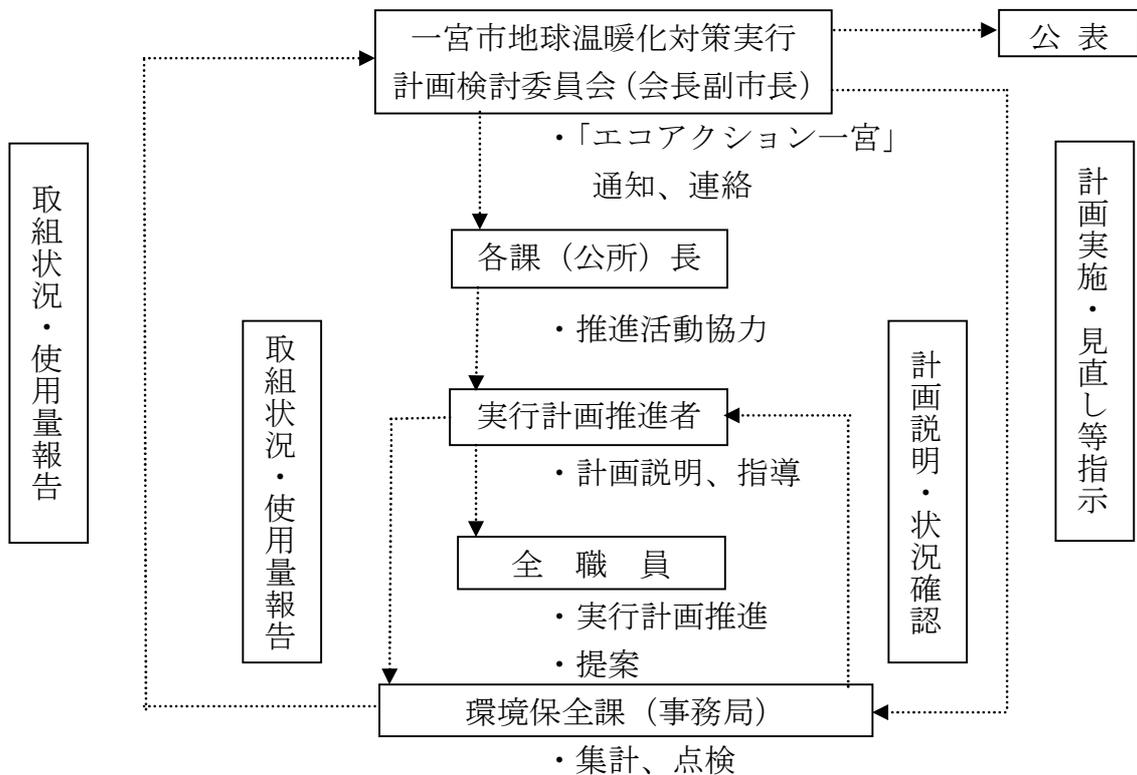
- ・ 環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進します。
- ・ 環境保全行動の経験を踏まえ、提案制度等を利用し、積極的に職場環境の改善提案を行います。

第5章 地球温暖化対策実行計画の取組体制

1 推進体制の整備

計画の推進、点検・評価に当たっては、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において、その基本的な方針等を決定するとともに、計画の実効性を確

保するため、各課（公所）等に推進員を置き、取組状況の点検を行う体制を以下のとおり構築します。



2 取組の推進を図るための措置

実行計画取組推進のため、以下の通り必要な措置を講じます。

(1) 「ノーカーデー」の実施

- ・ 毎月第2水曜日は、「ノーカーデー」として、自動車を利用しないで、徒歩・自転車・公共交通機関などを利用して通勤する運動を実施します。

(2) 実行計画推進者による取組状況の把握

- ・ 実行計画推進者が各課室等の取組状況を把握するとともに、職員に対し取組の周知徹底を図ります。

(3) 夏場における「さわやかサマースタイルキャンペーン」の実施

- ・ 毎年6月1日から9月30日までを実施期間とする「さわやかサマースタイルキャンペーン」を設定し、上着を着用せず、ノーネクタイを励行する運動を行います。

第6章 職員に対する研修等

「エコアクション一宮」の主体は職員一人ひとりであり、職員が日頃の活動の中で環境問題を意識し行動することが、この計画を成功させるために最も重要な事項となります。

そのため、この計画の中では職員研修をはじめ各種啓発活動を通じて、職員の環境保全に対する意識の向上を図るための研修を行います。

第7章 計画の実施状況の点検・評価及び継続的な推進

今回の実行計画「エコアクション一宮」は「一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会」の中で内容の検討を行い、見直しました。今後、実施に当たっても検討委員会を中心に計画(Plan)→ 実行(Do)→ 評価(Check)→ 改善(Action)のサイクルを常に意識し、継続し推進できるよう定期的に点検・評価・見直しを行います。

1 定期的な点検の実施

推進者による定期的な点検を実施し、計画の実施状況を取りまとめます。

2 実施結果の公表

計画の実施状況や温室効果ガス排出量等については、毎年公表していきます。

3 計画の見直し

計画の見直しや改善については、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会においての定期点検や公表した実施結果に基づき、継続的に行っていきます。

一宮エコオフィス運動 10 箇条

目 標

目標は「平成 27 年度までに 15% !!」

- ・ 庁舎等における電気使用量を削減しよう。
- ・ 庁舎等におけるガス、石油等のエネルギー使用量を削減しよう。
- ・ 庁舎等における水道水の使用量を削減しよう。
- ・ コピー用紙の使用枚数を削減しよう。
- ・ 庁舎等から廃棄されるゴミの量、また廃棄物中の可燃ごみの量を削減しよう。
- ・ 紙類のリサイクル率を高めよう。

取組項目

- (1) 庁舎等においては空調の適温化（冷房 28℃以上、暖房 20℃以下）に努めましょう。
- (2) 使用していない部屋の消灯、昼間における窓側の照明機器の消灯など、不要な照明機器の消灯に努めましょう。
- (3) 時間外勤務の縮減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減に努めましょう。
- (4) 階段を利用するなど、エレベーターの使用の削減に努める。3階以下の上り（例えば5階から8階まで）、下り全部のエレベーター使用を自粛しましょう。
- (5) 節水に努めましょう。
- (6) 会議では、要点の簡素化等により配布資料の削減に努めましょう。
- (7) コピー機を使用する場合は、両面コピーに努めましょう。
- (8) 使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用等に努めましょう。
- (9) 文書、資料等の共有化を図りましょう。
- (10) 各所属ごとに設置された分別箱（可燃、不燃）やリサイクル箱を利用し、分別に努めましょう。

一宮グリーン購入推進運動10箇条

- (1) 製品を購入する際は、可能なものは包装の簡素化を指示しましょう。
- (2) 啓発用品や記念品を配布する場合は、積極的に環境保全型商品（エコ商品）を選択しましょう。また、包装は簡素化しましょう。
- (3) 液体洗剤などは詰め替え可能なものを購入しましょう。
- (4) 部品の交換修理が可能な製品や保守・修理サービス期間の長い製品など、長期使用が可能な製品の購入に努めましょう。
- (5) 非フロン系エアゾール製品を購入しましょう。
- (6) 使い捨て製品の使用を自粛しましょう。
- (7) 環境負荷の少ない製品・原材料、環境保全型製品（エコ商品）の購入に努めましょう。
- (8) 用紙等の購入、印刷物の発注に当たっては、総合評価値について明記しましょう。
- (9) 再生紙等の購入・使用においては、表面加工がされていない等リサイクルしやすいものを選択しましょう。
- (10) パソコン及びその周辺機器、コピー機などのOA機器、照明器具、エアコン、テレビなどの電化製品の購入（更新）に当たっては、消費電力が少なくエネルギー消費効率の良い製品を選択しましょう。

一宮エコドライブ運動 10 箇条

取組項目

- (1) 無用なアイドリングは止めましょう。
- (2) 経済速度で走りましょう。
- (3) 余分な荷物は積まないようにしましょう。
- (4) 無駄な空ぶかしは止めましょう。
- (5) 急発進、急加速、急ブレーキは止めましょう。
- (6) エアコンの使用は控えめにしましょう。
- (7) できる限り公共交通機関を利用しましょう。
- (8) 点検整備はこまめに行いましょう。
- (9) マニュアル車は早めにシフトアップしましょう。
- (10) 迷惑駐車は止めましょう。

解説

- ・乗用車の場合、10分間のアイドリングで130ccのガソリンが無駄になります。5秒以上停止する場合はエンジンを止めると省エネになります。
- ・可能な限り一般道なら時速40kmで、高速道路なら時速80kmで走りましょう。
- ・乗用車で10kgの荷物を積んで50km走れば15ccのガソリンが無駄になります。
- ・10回の空ぶかしは乗用車で60ccのガソリンが無駄になります。
- ・乗用車で急発進、急加速を10回行くと120ccのガソリンが無駄になります。
- ・エアコンの使用時はエンジンの回転数が上がります。結果として燃料の使用量が増えますので、窓を開けるなどして、その使用は控えめにしましょう。
- ・交通機関が1人の人を1km運ぶ際に排出される二酸化炭素は、鉄道を100とすると自家用車は1,750、バスは650となります。可能な限り公共交通機関を利用することが地球環境に配慮したことになります。
- ・タイヤの場合、適正空気圧より0.5気圧少ない状態で50km走ると150ccのガソリンが無駄になります。こまめに点検しましょう。
- ・エンジンを高速回転で使うほど、窒素酸化物の排出量が増加します。低速ギアで引っ張る運転は避けて、早めにシフトアップしましょう。
- ・迷惑駐車は、交通渋滞をもたらす余分な排気ガスを出させる原因となりますので避けましょう。